

福島県循環型社会形成推進計画（骨子案）

第1章 計画改定の趣旨

本県では、環境の保全を最優先し、環境への影響を未然に防止するとの基本的な考え方
の下、豊かな自然をはじめとする本県の特性を生かした循環型社会を形成するため、平成
17年3月に「福島県循環型社会形成に関する条例」を制定し、条例に基づき、平成18
年3月に「福島県循環型社会形成推進計画」（以下「計画」という。）を策定しました。

計画に基づき、条例の基本理念である「自然循環の保全」、「適正な資源循環の確保等」
及び「心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換」を実現するため、森林
の有する多面的機能の発揮に向けた計画的な森林整備や環境負荷の少ない農業の普及、再
生可能エネルギー導入量の増加、県民による環境保全活動の展開などを積極的に進めてき
ました。さらに、平成23年3月の計画期間満了に合わせ、県を取り巻く循環型社会の状
況を踏まえ、条例の基本理念に基づくビジョンを明確にする等の改定をしました。

しかし、同時期に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害（以下
「東日本大震災」という。）及び東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害（以下
「原子力災害」という。）は、本県に大きな被害をもたらし、特に、原子力災害では、大
量の放射性物質の放出により、県土の環境汚染という深刻な影響を及ぼしています。その
結果、様々な活動の停滞により、以下に示すように自然循環及び資源循環の機能が低下し
ていることから、東日本大震災等からの復興・再生に向けた取組との調和を図りながら、
「循環の機能を回復させ、さらには推進へ」と展開を図り、循環型社会の形成を推進して
いくことが重要となっています。

（自然循環の保全）

健全な自然循環の基礎となる本県の豊かな自然環境は、東日本大震災による影響を受け、
特に、沿岸域ではその影響が大きく、自然環境の様相が変化したため、野生動植物の生
息・生育状況などを把握し、自然共生社会の適切な保全に努めていく必要があります。

また、水の循環に関しては、県内の河川流域等への放射性物質による影響が懸念されて
いるため、環境放射線等のモニタリングや調査研究などが進められています。

さらに、自然環境とのつながりの深い農林水産業においては、放射性物質による影響か
ら、間伐等の森林整備の停滞や農作物の作付制限区域が生じたほか、沿岸漁業は操業自粛
を余儀なくされているため、森林整備と放射性物質対策を一体的に推進することが重要と
なっています。

（適正な資源循環の確保等）

原子力災害を機に低炭素社会への転換の意識・関心が高まり、平成24年12月に策
定した「福島県復興計画（第2次）」では、再生可能エネルギー推進を重点プロジェク
トの一つとしており、また、平成25年2月には「再生可能エネルギー先駆けの地アク
シヨンプラン」が策定されています。

また、再生可能な資源であるバイオマスについても、さらに利活用を進める必要があり

ます。

さらに、放射性物質による影響により廃棄物等資源の循環利用の停滞を余儀なくされましたが、循環利用を進めるためには、放射線量の検査等により安全性を確保していくことが重要となっています。

(心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換)

放射性物質に対する不安から、自然環境保全に係るボランティア活動や森・川・海等に親しむ機会が少なくなっているため、環境に関する的確な情報発信等に努め、子どもたちをはじめとした環境教育等の推進や、県民、民間団体、事業者等の様々な団体と連携して環境負荷低減に取り組んでいく必要があります。

また、新たに整備される福島県環境創造センターでは、国内外の英知を結集し、放射性物質により汚染された環境の早急な回復に取り組むとともに、ふくしまの子どもたちが安心して輝く未来を創造していくことを目指していきます。

これらに加え、現在すでに温暖化の影響が広範囲に観測されているなど、地球規模での環境問題も深刻化しており、人間の活動が自然環境へ与える負荷は依然として高い状況にあります。

このため、本県の取り巻く社会情勢の大きな変化を踏まえ、本県が目指す循環型社会の形成を効果的に推進し、持続的で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいけるよう、本計画を改定し、今後取り組むべき施策をより一層効果的かつ的確に推進することとしました。

第2章 計画の位置付け

計画は、条例第10条第1項により、知事が定めなければならないとされている「循環型社会形成推進計画」であり、「福島県総合計画」（平成24年12月）の部門別計画である「福島県環境基本計画」（平成25年3月）を推進するための個別計画として位置付けられるものです。

また、東日本大震災からの復興に向けた対応を総合的に示す「福島県復興計画」、「福島県廃棄物処理計画」（平成27年3月改定予定）や「福島県地球温暖化対策推進計画」（平成25年3月）等との関連のもとに策定するものです。

第3章 計画の期間

「福島県総合計画」が描く自然環境、低炭素・循環型社会の将来展望をもとに、平成27年度を初年度とし、平成32年度を目標年度とする6か年計画です。

【福島県総合計画が描く30年後の将来像】

- 美しい自然環境が保全された自然共生社会
- エネルギー消費の効率化と利便性が調和した低炭素社会
- 環境負荷の少ない循環型社会

第4章 福島県が目指す循環型社会

条例が示す循環型社会とは「適正な資源循環が確保されること等により、資源の消費及び廃棄物等の発生が抑制され、自然循環が健全な状態に保全された環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会」です。

計画では、条例が示す循環型社会の将来の実現を目指して、次の3つのビジョンを掲げて取組みを進めていきます。

現計画の図を掲載

【ビジョン1】

自然循環が保全された社会

～多様な自然環境が保全された社会の実現～

人が活動するにあたっては生態系への思いやりを優先し環境への負荷低減を図り、生物多様性が保たれ豊かな自然環境が守られるとともに、自然界における物質循環が健全に保たれた、自然の恵みを将来にわたって享受できる多様な自然環境が保全された社会の実現を目指します。

【ビジョン2】

適正な資源循環が確保された社会

～地域循環システムが形成された社会の実現～

産業、行政、学校、家庭等が一丸となった省資源・省エネルギーによる低炭素社会へ向けた取組みや廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用の3Rの推進の取組みが定着するとともに、地域の特性や循環資源の性質に応じた最適な規模での地域循環システムが形成された社会の実現を目指します。

【ビジョン3】

心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式が定着した社会

～賢いライフスタイルの確立による

環境に負荷をかけない社会の実現～

県民一人ひとりが、自然環境や廃棄物などの環境問題に関して環境の保全が最優先される課題であると認識しその解決方法について自ら考える能力を身に付け自ら積極的に行動するなど、心の豊かさを重視した賢いライフスタイルの確立による環境に負荷をかけない社会の実現を目指します。

第5章 施策の体系

計画において展開する施策の体系は次のとおりです。

現計画の図を掲載

第6章 施策の展開

1 自然循環の保全

～多様な自然環境が保全された社会を目指して～

- ・ 福島県の自然環境は、森林による二酸化炭素吸収など多面的な機能を始め、清らかな水環境や様々な農林水産物等の恵みを与えてくれる。
- ・ 本県の自然循環が健全に保たれるよう、計画的な森林整備や環境と共生する農業などを推進
- ・ 地球温暖化等の現象が生じている。
- ・ 沿岸域での海岸林の流出、希少な野生動植物の生息地の改変など、東日本大震災による自然環境、生態系への影響は大きい。
- ・ 原子力災害に伴う大量の放射性物質の放出により環境汚染が発生
- ・ 自然循環が健全な状態になるよう配慮するなど、損なわれた自然環境を回復し、森林の有する多面的機能を維持増進することが必要

現計画の図を掲載

② 持続性の高い農業生産方式の普及等

ア 現状と課題

- ・ 地域の有機性資源の循環利用を基礎としたエコファーマーの更なる認定の促進と県内での均衡ある育成に取り組むことが必要
- ・ 東日本大震災により、沿岸部を中心に、農地・農業用施設等の生産基盤に流出・冠水や損壊などの甚大な被害が生じたため、農業の再生に向けて、生産基盤の早期復旧に取り組むことが必要
- ・ 原子力災害に伴う放射性物質の影響により、地域内の資源循環が停滞していることから、耕畜連携体制を早急に再生・確立することが必要
- ・ 農業・農村の過疎化・高齢化による担い手の減少が続き、農業用施設等の管理不足や耕作放棄地の増加等により農業・農村が持つ多面的機能の低下が危惧

イ 施策の方向性

- ・ 農業における環境への負荷を低減し、持続可能な農業の確立
- ・ 有機性資源の地域内利用を進めるとともに、環境と共生する農業を本県農業の基本として積極的な拡大を図る。
- ・ 被災した農地等の生産基盤の早期復旧
- ・ 農業の生産活動を通じた多面的機能の維持・増進を図るため、多様な主体の参加による農業水利施設等の適正な管理や耕作放棄地の発生防止・解消

【具体的な施策】

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

③ 水産資源の適正な保存、管理等

ア 現状と課題

- ・ 東日本大震災により漁船や魚市場等の共同利用施設が被災
- ・ 原子力災害により多くの魚介類が国の出荷制限の指示を受け、本県沿岸漁業は一部の試験操業を除き操業を自粛
- ・ 東日本大震災前から漁業就業者の減少・高齢化が進行
- ・ 操業自粛の継続により、漁場環境保全や資源管理に取り組む担い手のさらなる減少が懸念

⑤ 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群における健全な水の循環の保全

ア 現状と課題

- ・ 県民のみならず国民共有の財産猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の良好な水環境の悪化を未然に防止し、美しいまま将来の世代へ引き継いでいく。
- ・ 猪苗代湖においては、湖水の中性化の進行に伴い自然浄化機能が低下しつつあり、水質の悪化が懸念
- ・ 放射性物質への不安から水質浄化への取り組みである刈り取ったヨシなどの水生生物の資源化に停滞が見られ、農地等でもたい肥の利用を見合わせる傾向がある。

イ 施策の方向性

- ・ 汚濁負荷削減のための総合的な施策を県民、事業者、団体等と連携した一層の推進
- ・ 湖沼における水質モニタリングや水浴場における環境放射線モニタリング等の実施

【具体的な施策】

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

⑥ 野生動植物の保護管理

ア 現状と課題

- ・ 開発行為等による環境の変化や外来生物の増加等により野生動植物の生息・生育環境が脅かされている。
- ・ 東日本大震災の津波被害による、沿岸部における希少野生動植物の生息・生育環境への影響
- ・ 野生鳥獣の生息環境等の変化による農業被害や人的被害が増加
- ・ 野生動植物が生息・生育する豊かな自然環境を保全することが必要
- ・ 急速な生息数の増加や生息地の拡大が起きている野生鳥獣等については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正を踏まえ、積極的な管理等を行うことが必要

2 適正な資源循環の確保等

～地域循環システムが形成された社会を目指して～

- ・ 従来の大量生産、大量消費及び大量廃棄型の経済社会システムは、地球環境を損ねてきた。
- ・ 県では、省資源・省エネルギー等に関する県民運動、再生可能エネルギーの導入や3Rを推進
- ・ 放射性物質に対する不安から停滞した資源循環を回復することが必要
- ・ 平成23年度基準の物質フロー調査によれば、資源投入量の減少とこれに伴う循環率の向上や、最終処分量の減少が見られたが、東日本大震災等による非常時のものであるため、今後の推移を注視することが必要
- ・ 省資源化、廃棄物の不法投棄、地下水や土壌の汚染などの環境問題に引き続き取り組むことが必要
- ・ 自然界に大きな負荷を与えずに適正な資源循環を確保するためには、化石燃料等の資源やエネルギーの消費抑制を図るとともに、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの利用を促進することが、低炭素社会への転換の面からも重要
- ・ 廃棄物の発生抑制やリサイクルを促進し、利用後の処分の適正化をより一層図ることが必要
- ・ 輸送エネルギーの低減や地域における資源循環を促進するためには、地産地消やバイオマスの利活用など、地域の特性や資源の性質に応じて最適な規模での地域循環が形成されることが重要

現計画の図を掲載

① 資源及びエネルギー消費の抑制

ア 現状と課題

- ・ 平成26年の「気候変動に関する政府間パネル」第5次評価報告書（速報）では、現在すでに温暖化の影響が広範囲に観測されていることが示された。
- ・ 温室効果ガスの排出量は、原子力災害後の火力発電用化石燃料消費量の増加等に伴い増加
- ・ 「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」の中心的取組である福島議定書事業への参加が、東日本大震災の影響で減少

イ 施策の方向性

- ・ 「福島県地球温暖化対策推進計画」に基づき、県民総ぐるみの運動として、省エネルギー対策を推進

【具体的な施策】

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

② 再生可能エネルギー利用等の促進

ア 現状と課題

- ・ 本県復興の基本理念「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会の実現」を具体化する柱が再生可能エネルギーの推進
- ・ 再生可能エネルギー推進ビジョンにおいて、「2040年頃までに、県内で使う全エネルギー相当分以上を、再生可能エネルギーで生み出す」という導入目標
- ・ 化石燃料の消費による地球温暖化、化石燃料の価格高騰等を受け、地域において調達可能な再生可能エネルギーの導入の必要性は高い。
- ・ 本県は、自然的・社会的な特性から再生可能エネルギーを生み出す豊富な資源に恵まれ、再生可能エネルギーの利用促進を期待

イ 施策の方向性

- ・ 「再生可能エネルギー推進ビジョン」に基づき、低炭素社会への転換、エネルギーの地産地消、関連産業の集積、地域振興等を推進
- ・ 「再生可能エネルギー先駆けの地アクションプラン」に基づき、地域主導、産業集積、復興を牽引

【具体的な施策】

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

③ 環境への負荷を低減するための交通の円滑化

ア 現状と課題

- ・ 交通渋滞の緩和、公共交通機関の維持確保や利用促進等により交通の円滑化を実施
- ・ 公共交通機関に一部不通区間が存在
- ・ 公共交通機関の利用の働きかけ等により、引き続き交通渋滞等に伴うエネルギー消費の抑制や温室効果ガスの排出を抑制

⑤ 事業者による循環型社会の形成への取組の促進

ア 現状と課題

- ・ 事業者による循環型社会の形成への取組を促進
- ・ 講習会の開催等による情報の提供や省エネルギー等に関する専門家の派遣
- ・ 様々な産業分野における廃棄物の発生抑制・リサイクルや事業者による省エネルギー対策を促進することが必要

イ 施策の方向性

- ・ 講習会等の開催や様々な主体と連携した情報発信などの意識の啓発
- ・ 自主的に取り組む事業者を支援

【具体的な施策】

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

⑥ 環境物品等への需要の転換の促進

ア 現状と課題

- ・ 環境物品等に関する情報が多くあるため、適切な情報提供が必要
- ・ 県によりグリーン購入では、一部の品目について調達目標を達成していないため、引き続き達成に向けて取り組むことが必要

イ 施策の方向性

- ・ 県民等が環境に配慮した物品等を選択するための情報提供
- ・ 県は、グリーン購入法に基づき、環境に配慮した物品等を優先的に選択

【具体的な施策】

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

⑦ 地産地消の促進

ア 現状と課題

- ・ 「地産地消月間」等に加え、地元産品の振興や環境負荷低減等につながる普及啓発が必要
- ・ 放射性物質の影響により、県産農林水産物等の利用を控える傾向があるため、安全・安心についての理解の促進が必要

イ 施策の方向性

- ・ 「地産地消月間」や「地産地消シンボルマーク」の推進等により、県民、県内企業等の更なる地産地消を推進
- ・ 県産農林水産物等に対する不安や風評を払拭し、利用を促進するため、モニタリング検査等を実施

【具体的な施策】

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

⑧ バイオマスの利用促進

ア 現状と課題

- ・ バイオマスは、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素を新たに増加させない資源
- ・ バイオマスのエネルギー源としての有効活用が必要
- ・ バイオマスの利活用のため、県民や事業者、市町村等の各主体が連携し、地域全体で推進することが必要
- ・ 放射性物質の影響により、暫定許容値を下回るたい肥であっても利用が控える動きがあるため、地域内の資源循環を再生することが必要

イ 施策の方向性

- ・ バイオマスの総合的な利活用を推進するため、県民に対する普及啓発
- ・ 地域内の資源循環体制を再構築し、たい肥等有機性資源の利活用の推進とともに、「福島県バイオマス活用推進計画（仮称）」の策定に向けた検討

【具体的な施策】

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

⑨ 産業廃棄物の適正処理

ア 現状と課題

- ・ 事業者等の適正処理を推進していくため、産業廃棄物処理施設等の立入検査や実態調査等を継続して実施することが必要
- ・ 産業廃棄物の大規模な不法投棄は減少傾向にあるが、事案は悪質かつ巧妙化しており、不適正行為等を防止することが必要

3 心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換

～賢いライフスタイルの確立による

環境に負荷をかけない社会を目指して～

- ・ 近年では、温室効果ガスが増加し、既に温暖化の影響が広範囲で観測されており、地球温暖化問題が深刻化
- ・ 県民一人ひとりが環境問題に対する高い意識を持ち、これまでの物を中心とした価値観を見直し心の豊かさを重視するとともに、主体的に行動することが必要
- ・ 本県では、県民の環境問題に対する意識を高めるため、環境教育を推進し、県民等が取り組む自発的な活動の促進を図ってきた。
- ・ 放射性物質による影響のため、屋外の活動が低下
- ・ 持続可能な社会の実現と環境保全を図るためには、県民、民間団体、事業者及び行政等、多様な主体の活動を促進していくことが重要
- ・ 私たち一人ひとりが環境への負荷を低減する取組を自ら率先して実行し、あらゆる主体が幅広く連携しながら、県民総参加で取り組んでいくことが重要

現計画の図を掲載

① 循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等

ア 現状と課題

- ・ 体験型・実践型の環境教育・学習の推進などにより、環境保全意識の啓発や実践活動を展開
- ・ 放射性物質による環境汚染の影響等から、屋外での活動は減少傾向にあるため、本県の自然を生かした実践活動がしやすい環境づくりを行うことが必要
- ・ 本県の学校教育の現場において、子供たちの環境保全に関する意識を高めることが必要
- ・ 環境保全に関する知識の普及のため、学校教育の現場や自治体等が主催する講座等への参加を通じた環境学習や、多様な環境学習プログラムにより、県民自らが自主的に学習する機会の増加を図るとともに、実践活動や自発的な活動を支援していくことが必要

2 民間の団体等の役割

NPO、NGO、大学や事業者団体など民間の団体等は、循環型社会形成に資する取組みを自主的かつ主体的に実践するとともに、関係事業者及び行政等と連携し又それらの活動を補完・支援するなど、循環型社会づくりを加速する役割として次のことに取り組む。

- ・ 循環型社会の形成に向けた県民、事業者等の理解を促進し、心の豊かさを重視した賢い県民のライフスタイルへの転換を図るため、環境保全を図る県民主体の地域の活動に取り組み、知識の普及啓発に努める。
- ・ 自ら、又は産学民官の連携・協働による研究開発に取り組むとともに、その成果の普及に努める。

3 事業者の役割

事業者は、経済活動のなかで大きな役割を担っていることから、排出者責任及び拡大生産者責任の考え方を踏まえ、環境の保全に配慮した事業活動を行うとともに、法令遵守を徹底することにより、自然循環の保全と適正な資源循環が確保されるよう次のことに取り組む。

- ・ 事業活動の実施に当たっては、森林、農用地の多様な機能の保全及び環境との調和、多様な生態系等が保全されるよう自然環境の保全に努める。
- ・ 事業活動に伴う環境負荷低減のための資源・エネルギーの有効利用に努める。
- ・ 自主的な環境管理・監査、廃棄物の3Rの推進、適正処分に主体的に取り組むとともに、減量化や再資源化に向けた取組みを関係団体等と協力して進めるなど、循環型社会経済システムを構築する役割を担う。
- ・ 循環型社会の形成に向け、環境負荷の低減に資する技術開発と普及に努める。
- ・ 県又は市町村が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力する。

4 行政の役割

① 市町村

市町村は、一般廃棄物の処理責任者として適切な処理・処分を実施するため、次のことに取り組む。

- ・ ごみの発生抑制、減量化、再生利用、分別収集が促進されるよう、住民への周知、啓発に努める。
- ・ 県民、NPO、NGO等の取組みへの支援や地域特性を考慮した事業の展開等を通じて、循環型社会の構築に努める。
- ・ 一事業者、一消費者としての立場から、省資源・省エネルギー、廃棄物発生量の抑制、リサイクルの推進などの環境保全に配慮した取組みが求められている。

② 県

県は、循環型社会の形成に関する施策を総合的に調整、推進する立場から、関係法令の適正な施行に努めることはもとより、次のことに取り組む。

- ・ 計画に基づいた各種施策を総合的かつ計画的に推進する。
- ・ 県民、民間の団体等、事業者、市町村の取組みに対する支援、取り組み易い環境の整備、関係主体間の連携促進等に努める。
- ・ 循環資源に関する環境技術や国内外での取組み等について、情報を収集・提供するとともに、課題解決のための調査・研究を行う。
- ・ 計画の循環型社会の形成に向けた考え方や取組みについて、県内に限らず広く他の都道府県や国等に発信し、それらの取組みとの調整を図りながら、必要に応じて連携・協働による広域的な取組みを行う。
- ・ 循環型社会の形成の推進において、放射性物質等に関する正確な情報発信と分かりやすい情報提供より県民の安全・安心の確保等を図る。

5 連携

- ・ 循環型社会の形成は総合的な取組みであることから、あらゆる分野・領域を超えて多様な知恵を結集するとともに、産学民官の各主体が幅広く連携
- ・ 連携のための情報交換や交流の場の確保

第8章 進行管理

- ・ PDCAサイクルによる進行管理
- ・ 主な施策のうち達成度を数量的に把握できるものは数値目標を設定
- ・ 最終年度（平成32年度）に点検を行い、その結果等を踏まえ次期計画を策定

資料1 数値目標一覧

数値目標一覧を掲載

資料2 福島県における物質フローの概要

物質フロー調査（平成23年度の状況）の概要を掲載